

名寄市病院事業環境配慮電力入札実施要綱を次のように定める。

平成30年9月14日

名寄市病院事業管理者 和 泉 裕 一

名寄市病院事業環境配慮電力入札実施要綱

(目的)

第1条 この訓令は、病院事業が行う環境への負荷低減に配慮した電力入札の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(環境配慮電力入札)

第2条 病院事業が行う電力入札に関し、小売電気事業者(以下「電気事業者」という。)の電力供給事業における環境への負荷低減に配慮した取組状況について、環境評価項目を基準として評価し、評価結果に基づく格付を入札参加資格に反映させることにより、環境配慮電力入札を実施する。

(環境評価項目)

第3条 この訓令における環境評価項目は、次のとおりとする。

(1) 基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 加点項目

- ア グリーン電力証書の譲渡予定量
- イ 需要家への情報提供の評価

(評価・格付)

第4条 病院事業が行う電力入札に参加を希望する電気事業者は、前条に定める環境評価項目を、別表に定める名寄市病院事業電力入札環境評価項目評価基準(以下「評価基準」という。)により算定し、その評価点を名寄市病院事業環境配慮電力入札環境評価項目報告書(別記様式第1号。以下「報告書」という。)に記載し、年度ごとの別に定める期間内に名寄市病院事業管理者(以下「管理者」という。)に提出するものとする。

2 管理者は、電気事業者から提出された報告書の内容を審査するとともに、電気事業者の格付を行うものとする。

3 格付の基準は、次のとおりとする。

得点	格付	取扱
75点以上	Aランク	本市病院事業の電力入札に参加する資格を持つ。
75点未満 50点以上	Bランク	
50点未満	Cランク	
		本市病院事業の電力入札に参加する資格を持たない。

4 管理者は、環境配慮電力入札に係る格付決定通知書（別記様式第2号）により電気事業者へ通知するとともに、その内容について公表するものとする。

（事務処理）

第5条 この訓令に係る事務処理は、事務部総務課において行う。

（委任）

第6条 この訓令に定めるもののほか、環境への負荷低減に配慮した電気の供給を受ける契約の入札実施について必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この訓令は、平成30年9月14日から施行する。

附則

この訓令は、平成31年3月26日から施行する。

附則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

名寄市病院事業電力入札環境評価項目評価基準

環境配慮基本項目	区分		配点
1 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000 以上	0.500 未満	70
	0.500 以上	0.525 未満	65
	0.525 以上	0.550 未満	60
	0.550 以上	0.575 未満	55
	0.575 以上	0.600 未満	50
	0.600 以上	0.625 未満	45
	0.625 以上	0.650 未満	40
	0.650 以上	0.675 未満	35
	0.675 以上	0.690 未満	30
	0.690 以上		0
2 前年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上		10
	0 %以上	0.675 %未満	5
	活用していない		0
3 前年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50 %以上		20
	5.00 %以上	7.50 %未満	15
	2.50 %以上	5.00 %未満	10
	0 %超	2.50 %未満	5
	活用していない		0
環境評価加点項目	区分		配点
4 グリーン電力証書の名寄市立総合病院への譲渡予定量 （予定使用電力量の割合）	5.0%		10
	2.5%		5
	活用しない		0
5 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる		5
	取り組んでいない		0

備考

- 1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに個別に公表された係数をいう。

2 未利用エネルギーの活用状況とは、未利用エネルギーによる発電電力量 (kWh) を供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値をいう。なお、未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

(1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

(2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(算定方式)

$$\text{前年度の未利用エネルギー活用状況 (\%)} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量}}{\text{前年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$$

未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー (他社電力購入に係る活用分を含む。(ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)) をいう。

ア 工場等の廃熱又は排圧

イ 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱 (電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年法律第108号。以下「FIT 法」という。) 第2条第4項において再生可能エネルギーに該当する者を除く。)

ウ 高炉ガス又は副生ガス

エ 前年度分の未利用エネルギーによる発電電力量は他電気事業者への販売分には含まない。

オ 前年度分の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

3 再生可能エネルギーの導入状況とは、以下のア及びイに示した再生可能エネルギー電気の利用量 (kWh) を前年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した値をいう。

ア 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用料 (送電端 (kWh))

イ 前年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))。ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。)

ウ 再生可能エネルギーとは、FIT法第2条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW

未満、ただし、揚水発電は含まない。) 、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。

エ 前年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (ア+イ) には他電気事業者への販売分は含まない。

オ 前年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

(算定方式)

$$\begin{array}{l} \text{前年度の再生可能エネルギー} \\ \text{の導入状況} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量} \\ \text{(送電端)(ア+イ)(kWh)} \end{array}}{\text{前年度の供給電力量(需要端)(kWh)}} \times 100$$

4 グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得たものが落札した場合、落札後、電力の供給開始の1ヵ月前までの間にグリーン電力証書を市に譲渡することとする。なお、グリーン電力証書はグリーンエネルギー認証センター(旧グリーン電力認証機構)が認証したものとする。

5 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

(具体的な評価内容)

ア 電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化)

イ 需給ひっ迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス

(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力ひっ迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。